

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第 5 号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）等の一部改正に伴い、認定こども園に配置する職員の数の基準を改めることとしました。

この条例は、令和6年7月3日から施行することとしました。

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 5 号

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 1の項中「30人」を「25人」に改め、同表2の項中「20人」を「15人」に改める。

別表第2 1の項中「20人」を「15人」に改め、同表2の項中「30人」を「25人」に改める。

別表第6 1の項中「20人」を「15人」に改め、同表2の項中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する幼稚園型認定こども園等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に通う子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況を考慮し、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める施設については、当分の間、改正後の条例別表第1、別表第2及び別表第6の規定は、適用せず、この条例による改正前の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例別表第1、別表第2及び別表第6の規定は、なおその効力を有する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)